

○ 松田町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例

平成 9 年 6 月 1 9 日

条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、町民の健康保持及び保健意識の向上並びに高齢者、心身障害児者の社会参加と地域福祉活動の育成、発展を図るため、松田町健康福祉センター（以下「健康福祉センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 健康福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
松田町健康福祉センター	松田町松田惣領 1 7 番地 2

(事業)

第 3 条 健康福祉センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康及び福祉の相談に関すること。
- (2) 各種検診、予防接種等疾病予防及び健康教育並びに健康づくりに関すること。
- (3) 高齢者、心身障害児者及び保健福祉等関係団体の活動並びに支援に関すること。
- (4) その他健康福祉センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(使用の承認)

第 4 条 健康福祉センターの全部、又は一部を独占して使用する者は、町長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更、又は取消しをするときも同様とする。

(使用の制限)

第 5 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、健康福祉センターの使用の承認を与えない。

(1) 健康福祉センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 健康福祉センターの施設、又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 伝染性疾病患者、及び善良の風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められるとき。

(4) その他健康福祉センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(使用時間)

第 6 条 健康福祉センターの使用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、使用時間を変更することができる。

(利用料金)

第 7 条 健康福祉センターの入浴施設を利用する者は、次に掲げる利用料金を町長に納付しなければならない。

区 分	利用料金	備 考
大 人	5 0 0 円	1 2 歳 以 上
小 人	1 0 0 円	1 2 歳 未 満

(利用料金の減免)

第 8 条 町長は、前条の規定にかかわらず次の各号の 1 に該当する場合は利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 町内居住の老人で老人手帳持参者が利用するとき。

(2) 町内居住の心身障害者で障害者手帳持参者が利用するとき。

(3) 町内老人クラブ連合会が団体で利用するとき。

(4) その他町長が特に必要と認めるとき。

(利用料金の還付)

第 9 条 既に納付した利用料金は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用の禁止)

第 1 0 条 使用者は、承認を受けた使用目的以外に健康福祉センターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(損害賠償)

第 1 1 条 使用者は、健康福祉センターの使用に際し、施設又は附属設備等を損傷し、若しくはき損したときは、町長の定める額を賠償しなければならない。

(賠償の責任)

第 1 2 条 健康福祉センター内において、天災その他の不可抗力により生じた損害及び盗難等町の責によらないで生じた損害については、町は当該損害の責任を負わない。

(管理の代行)

第 1 3 条 町長は、健康福祉センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に健康福祉センターの管理を行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に健康福祉センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 健康福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 入浴施設の利用料金の取扱いに関する業務

(3) 上記業務に付随する業務

(指定管理者の管理に係る読替え)

第 1 4 条 健康福祉センターの管理を第 1 3 条第 1 項に規定する指定管理者が行う場合においては、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 1 1 条中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 松田町老人憩の家設置条例（昭和 48 年松田町条例第 7 号）

(2) 松田町福祉館条例（昭和 62 年松田町条例第 5 号）

附 則（平成 12 年 12 月 19 日条例第 25 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 17 日条例第 10 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 13 条第 1 項の規定により、健康福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が健康福祉センターの管理を行うこととされた期間前にされた第 4 条（第 14 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による使用の承認は、当該指定管理者にされた使用の承認の申請とみなす。

3 第 13 条第 1 項の規定により、健康福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が健康福祉センターの管理を行うこととされた期間前にされた第 4 条（第 14 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による承認を受けている者は、当該指定管理者の使用の承認を受けた者とみなす。